

2026(令和8)年6月22日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

メルコスールとのEPA交渉に関する要請

中道改革連合 農林水産部会
立憲民主党 農林水産部会
公明党 農林水産部会

政府は、南米南部共同市場(メルコスール)加盟国との経済連携協定(EPA)締結に向けた交渉開始を発表した。

メルコスール側は、我が国に対する農林水産品の市場アクセスの改善を主要な関心事項として位置付けている。

これに対し、日本側からは農林水産物等のセンシティブティイーや交渉にあたって国内の理解を得る必要性について説明を行ったとされているものの、今回の交渉では全ての品目を対象とすることが明らかになっている。

こうした状況下で、生産者に対する具体的な情報提供や丁寧な説明が十分行われないうまま交渉が開始されたことに対し、生産者の間では不信と不安の声が急速に高まっている。

我が国の農林水産業をめぐる情勢は、食料自給率の低下、農林水産基盤の脆弱化、農山漁村の活力の低下など、一層厳しさを増している。政府は、このような状況を真摯に受け止め、我が国の農林水産業が持続的に発展し、将来にわたってその重要な役割を果たしていくことを旨として交渉に臨まなければならない。

また、食料安全保障の強化及び食料・飼料等の安定供給の確保と両立する形で交渉を進めなければならない。

よって、政府に対し、メルコスールとのEPA交渉に当たり、下記の事項の実現を図ることを強く要請する。

記

- 一 これまでに諸外国と締結した EPA が我が国の農林水産業に及ぼした影響と、その影響を緩和するために実施した国内対策の効果について詳細に検証し、これを総括すること。
- 二 メルコスールとの EPA が我が国の農林水産業に及ぼす影響を分析した上で、国民に分かりやすく提示し、国民的議論を深めること。また、交渉過程で収集した情報については、国会に速やかに報告すること。
- 三 工業製品等の市場アクセス改善と引き換えに、我が国の農林水産業が犠牲になるような交渉は決して行わないこと。なお、交渉に当たっては、メルコスールと諸外国との交渉について十分に調査を行い、その結果を踏まえ、戦略的な交渉に努めること。
- 四 米、麦、牛肉、豚肉、鶏肉、乳製品、甘味資源作物等の農林水産物の重要品目については、交渉の帰趨いかんでは、我が国の農林水産業や地域経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることを十分に踏まえ、守るべきものは守るとの基本的な方針の下、政府一体となって全力を挙げて交渉すること。
- 五 家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫の国内への侵入を防ぐ検疫措置については、我が国の食料安全保障の確保や農畜産業の振興の観点から慎重な対応が必要であり、交渉と結び付けた協議は行わないこと。
- 六 国内生産基盤の維持・強化に資するよう我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につながる交渉を行うこと。あわせて、飼料用トウモロコシ及び大豆等の安定調達の強化並びに日本産農林水産物・食品の市場アクセス改善（非関税障壁の撤廃・緩和を含む）を図ること。

以上